

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

| No. | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--|---|
| 1 | <p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅱ－5－2－1（2）、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－5－1（2）「最適なソリューションの提案」（注4）の末尾に以下を追記いただきたい。</p> <p>「加えて、人材紹介等にあたっては、正社員雇用のみならず、副業・兼業、フリーランス、独立した高度専門人材等の「多様な形態による外部人材」の活用を提案の選択肢に含めることも重要である。」</p> | <p>ご意見を踏まえ、副業や兼業、出向、フリーランスといった様々な形態を含んでいることを明確にするため、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅱ－5－2－1（2）、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－5－1（2）「最適なソリューションの提案」の（注4）を以下のとおり修正させていただきます。</p> <p>（注4）上記の図表のうち「人材紹介業務」を行う場合には、国や地方公共団体の中堅・中小企業支援施策の活用も念頭に、顧客企業の経営課題等を適切に把握することにより人材要件の精緻化を図り、必要に応じて民間の人材紹介会社とも連携しながら、副業・兼業等を含めた柔軟な解決策を提供することが重要である。また、採用人材が外国人である場合には口座開設等に係る支援や在留期限等の適切な管理を行うことも含め、顧客企業との日常的・継続的な接触の中で人材のフォローアップを行っていくことも重要である。</p> |
| 2 | <p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅱ－5－2－1「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」及びⅡ－5－2－1（2）「最適なソリューションの提案」について、以下の点を「望ましい運用」として補強（追記）いただきたい。</p> <p>1. 外部専門家・外部機関等との連携を、案件発生後の紹介にとどめず、平時から、地域金融機関と顧客企業（中小企業・小規模事業者を含む）及び関係者がつながり、相談・事例・Q & A等を通じて支援・実践知見が蓄</p> | 貴重なご意見として承ります。 |

| No. | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--|--|
| | <p>積・共有され、顧客企業の課題に応じた適切な仕分け・接続が行われる「継続接点（場）」を整備・活用することを、望ましい運用として位置づけること。</p> <p>2. デジタル化支援について、個別のツール導入や部分的な業務改善に偏らないよう、顧客企業の経営課題・目標を踏まえたDX戦略（あるべき姿、優先順位、工程（ロードマップ）を起点として施策を選定することの重要性を明確化するとともに、特に「ライフステージ等の転機」や「状況変化の兆候」を捉えた局面において、当該戦略の策定・見直しから支援を組み立てることが望ましい旨を補足すること。</p> <p>また、支援が一過性で終わらないよう、支援後のフォローアップ、成果・課題の把握、得られた知見の共有までを望ましい運用として補足すること。</p> | |
| 3 | <p>現下の労働市場・地域企業の実情を踏まえると、「採用」だけにとどまらず、中小・地域企業が当面の経営資源として活用可能な「兼業・副業人材」の活用促進を監督指針に明記することが必要である。</p> <p>このため、改正案のうち人材紹介業務の促進に関する項目について、従来の「採用支援」に加えて「兼業・副業人材支援」を明確に位置づけるため、以下の事項を定義・追加いただきたい。</p> <p>1. 「人材紹介業務」における兼業・副業人材の活用支援 採用支援だけではなく、地域企業の即戦力不足解消を目的とした短期・プロジェクト型兼業・副業の仲介・提案支援を含める。</p> <p>2. 兼業・副業人材活用に関する留意事項の整備</p> | <p>ご意見を踏まえ、副業や兼業、出向、フリーランスといった様々な形態を含めていることを明確にするため、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針II-5-2-1(2)、主要行等向けの総合的な監督指針III-5-1(2)「最適なソリューションの提案」の（注4）を以下のとおり修正させていただきます。</p> <p>(注4) 上記の図表のうち「人材紹介業務」を行う場合には、国や地方公共団体の中堅・中小企業支援施策の活用も念頭に、顧客企業の経営課題等を適切に把握することにより人材要件の精緻化を図り、必要に応じて民間の人材紹介会社とも連携しながら、副業・兼業等を含めた柔軟な解決策を提供することが重要である。また、採用人材が外国人で</p> |

| No. | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---|---|
| | <p>兼業・副業人材のリスク管理、労働法制・報酬体系に関する助言等、金融機関が地域企業に対して提供すべき助言・フォローアップ事項を明確化する。</p> <p>3. 定量的なKPIの設定と進捗評価の促進 金融機関の人材紹介支援効果を「採用人数」「兼業・副業導入数」等で評価し、地域企業の人材多様化支援の進捗把握を可能とする。</p> | <p>ある場合には口座開設等に係る支援や在留期限等の適切な管理を行うことも含め、顧客企業との日常的・継続的な接触の中で人材のフォローアップを行っていくことも重要である。</p> <p>なお、兼業・副業人材活用に関する留意事項の整備、定量的なKPIの設定と進捗評価の促進に関してのご意見については、金融機関や人材の受入企業毎に実情が異なることから、一律にお示しすることは困難であると考えます。</p> |
| 4 | <p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅱ－5－2－1（2）（参考） 「顧客企業のライフステージ等に応じて提案するソリューション（例）」において様々なソリューションが示されているが、これらはあくまで例示であり、掲げられている事項を一律に求めるものではなく、各金融機関の規模・特性や経営方針等を踏まえて対応を行っていくとの理解で良いか。</p> | ご理解のとおりです。 |
| 5 | <p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅱ－5－2－1（2）（参考） 「顧客企業のライフステージ等に応じて提案するソリューション（例）」における「業務プロセスのデジタル化に向けた、情報の提供・助言、デジタルサービスの導入支援、経理業務の受託等（デジタル化支援業務）」に関して、業法上の位置付けは、それぞれの業務やサービスの内容であったり、具体的な対応方法（業者の紹介やサービスの導入の支援、商品・サービスの媒介等）によって、ケースバイケースで「経営相談等業務」や「その他付随業務」に該当するとの理解で良いか。</p> | ご理解のとおりです。 |
| 6 | <p>今回の監督指針改正により、金融機関本体でBPO業務を受託できることが明確化されたと理解するが、例えば、SaaSとして提供されるソフトを金融機関本体でBPO業務を受託するために活用して、企業から経理業務をBPO受託した場合は、信用金庫法施行規則第50条第13項第1号（銀行法</p> | <p>顧客ではない企業から業務を受託するケースも含めて、SaaSとして提供されるソフトを金融機関本体でBPO業務を受託するために活用して、企業から経理業務をBPO受託した場合は、信用金庫法施行規則第50条第13項第1号（銀行法施行規則第13条の2の5第1号）の「経営相談等業務」に</p> |

| No. | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---|---|
| | <p>施行規則第13条の2の5第1号)の「経営相談等業務」に該当するとの理解で良いか。</p> <p>また、顧客ではない企業からの業務を受託するケースも上記の整理となるとの理解で良いか。</p> | 該当することになります。 |
| 7 | <p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針及び主要行等向けの総合的な監督指針の「人材紹介業務」の末尾に、以下の趣旨を追記いただきたい。</p> <p>「あわせて、直接雇用に限定せず、フリーランスや副業・兼業といった柔軟な契約形態の活用を促すことも重要である。その際、外部人材の活用に不慣れな企業に対しては、業務の切り出し方や適切なマッチングに向けた助言を行うよう努めるものとする。」</p> | <p>ご意見を踏まえ、副業や兼業、出向、フリーランスといった様々な形態を含んでいることを明確にするため、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針II-5-2-1(2)、主要行等向けの総合的な監督指針III-5-1(2)「最適なソリューションの提案」の(注4)を以下のとおり修正させていただきます。</p> <p>(注4) 上記の図表のうち「人材紹介業務」を行う場合には、国や地方公共団体の中堅・中小企業支援施策の活用も念頭に、顧客企業の経営課題等を適切に把握することにより人材要件の精緻化を図り、必要に応じて民間の人材紹介会社とも連携しながら、副業・兼業等を含めた柔軟な解決策を提供することが重要である。また、採用人材が外国人である場合には口座開設等に係る支援や在留期限等の適切な管理を行うことも含め、顧客企業との日常的・継続的な接触の中で人材のフォローアップを行っていくことも重要である。</p> |
| 8 | <p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針II-3-2-1-2(2)①ニなどで「及び令和5年3月以前に締結した根保証契約」という記載が削除されたが、これは同ニにおける「既存の保証契約」に根保証契約が含まれるようになっただけで、実体としての変化はないという理解で良いか。</p> | ご理解のとおりです。 |

| No. | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--|---|
| 9 | <p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅱ－3－2－1－2(5)①の「前経営者に対する丁寧な意向聴取」について、保証を継続してもらわざるを得ない事情がある場合には、保証契約の必要性を説明し、ご理解いただくことも意向聴取の一方法となりうるとの理解で良いか。</p> <p>また、「事前相談があった場合に丁寧な対応を行う態勢」とは、一律に拒絶等をするのではなく、個別事情を考慮して判断し、対応するというような趣旨との理解で良いか。</p> | <p>前段の「前経営者に対する丁寧な意向聴取」は、借り手企業のM&A・事業承継に際して、今後の保証契約の在り方や必要性等について検討するための情報として、前経営者の意向を聴取することを指しております。その上で、「保証を継続してもらわざるを得ない事情がある場合」には、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等に基づき、保証契約の必要性等について主債務者及び保証人に対して丁寧かつ具体的に説明を行う必要があります。</p> <p>後段の「事前相談があった場合に丁寧な対応を行う態勢」についてはご理解のとおりです。</p> |
| 10 | <p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅱ－3－2－1－2(5)①における「後々のトラブルを防止するため、前経営者の保証契約の解除又は後継者への移行がなされる場合には、M&A・事業承継の最終契約におけるクロージング条件としての明確な設定や、仮に解除・移行がなされなかつた場合を想定した条項の設定等に向けた調整や支援を行う態勢が整備されているか」という記載は、前経営者・新経営者との間で「前経営者の保証契約の解除又は後継者への移行」を実施する約束がありそうな場合には、それをクロージング条項等に盛り込むべきと、前経営者に調整・支援する態勢との理解で良いか。例えば、銀行が新経営者側から委任を受けてアレンジを実施している場合には、新経営者との関係での信認義務に基づく利益相反があり、旧経営者側の利益を図ることができない場合もある。今回の態勢整備はそうした場合にまで求められるものではないという理解で良いか。</p> | <p>当該箇所については、金融機関自身がM&A・事業承継支援を行っている場合や、譲り渡し側・譲り受け側のいずれか又は双方をM&A支援会社に紹介し、部分的にM&A・事業承継支援に関与している場合など、その最終契約における条項の設定等に際して助言し得る立場にある場合に、可能な範囲で調整や支援を行う態勢を整備することを求めるものです。その上で、「銀行が新経営者側から委任を受けてアレンジを実施している場合」は、利益相反管理を適切に行った上で、対応を行う必要があると考えます。</p> <p>なお、中小企業庁の「中小M&Aガイドライン」においては、保証の解除又は譲り受け側への移行を想定する場合には、仲介者、フィナンシャル・アドバイザーに対して、最終契約において譲り受け側の義務として保証の解除又は移行を明確に位置付けることを検討することが求められているものと承知しています。</p> |

| | | |
|----|---|---|
| 11 | <p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅱ－5－2－1（2）（参考）「顧客企業のライフステージ等に応じて提案するソリューション（例）」における「人材紹介会社等の活用」「デジタルサービス提供企業との連携」は、銀行の子会社等、関連会社等による場合だけでなく、いわゆる親密会社（別動隊会社）その他の業務委託先による場合も含めて、その代理・媒介は銀行のその他の付随業務として許容されるとの理解で良いか。</p> | <p>当該箇所の「人材紹介会社等の活用」については、現行の監督指針において、顧客企業に対して行う人材紹介業務は「その他の付随業務」に該当する旨明記されているところであり、有料職業紹介事業の許可を有している人材紹介会社等と連携した人材紹介業務を行う場合も同様です。</p> <p>また、「デジタルサービス提供企業との連携」については、金融機関において、銀行法第12条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を総合的に考慮した上であれば、銀行法第10条第2項柱書の「その他の付随業務」として取り扱うことも可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該業務が銀行法第10条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務に準ずるか。 ② 当該業務の規模が、その業務が付隨する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか。 ③ 当該業務について、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。 ④ 銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか。 |
| 12 | <p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅱ－5－2－1（2）（参考）、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－5－1（2）（参考）「顧客企業のライフステージ等に応じて提案するソリューション（例）」における「他の金融機関等との連携によるプラットフォーム組成・運営や既存プラットフォームへの参画・活用」は、地域活性化等業務としての経営相談等業務としての位置付けとなるのか。その場合、個別の企業・団体からの「経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供」を受けなくても「これらに関連する事務の受託」としてそうしたプラットフォーム組成・運営が可能となるという理解でよいか。</p> | <p>当該箇所の「プラットフォーム」については、その様態や金融機関の関与方法が様々であり、その位置付けについて一律に判断することは困難であると考えます。</p> |

| | | |
|----|--|-----------------------|
| 13 | <p>本改正案において示された、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等の一部改正内容に関し、M & A・事業承継支援の強化、経営者保証に依存しない融資の促進、デジタル化支援の推進、人材紹介業務の拡充といった漸進的な業界規制の緩和にとどまるのではなく、地方経済の衰退スピードが深刻である中、こうした漸進的な緩和程度では地方経済の衰退スピードを上回る経済振興を成し得ないことから、異業種による銀行参入と同等程度に、銀行持株会社による異業種参入を認めることにより、金融機関の多角化をより大胆に進めるべきではないか。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> |
| 14 | <p>系統金融機関については、銀行や信用金庫などと異なり、共済や農業など、金融以外の業務割合が大きいと思うので、B I Sなどの経営判断指標の適用・規制に当たっては、部門別貸借対照表の作成を義務付けるとともに、金融部門のみの財政状態をもとに判断すべきではないか。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> |